

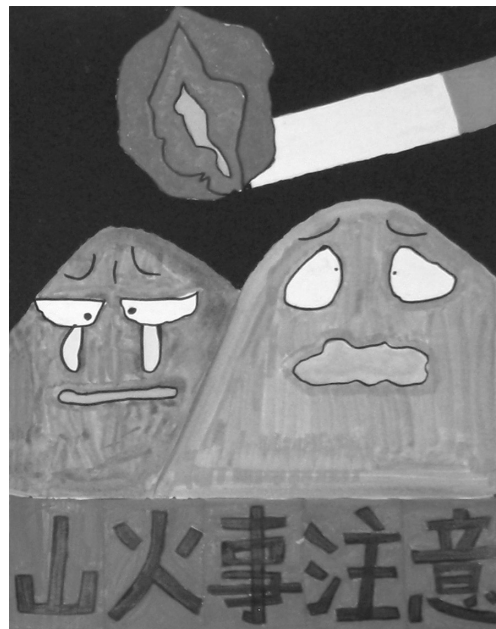


森林資源を守るため

山火事予防対策

戦後の10年くらいは、よく山火事が発生しました。戦後開拓者は新しい土地を拓くのに、手っ取り早いのは火入れでした。その火が漏れて山林に燃え移り手に負えなくなる。山稼ぎの一服によるタバコの火の不始末。池北峠に向かう国鉄の蒸気機関車は石炭を大量にくべる。その火の粉が沿線の山林に飛び大惨事に発展といった事例があり、花見の時期には山火事のサイレンで招集された苦い思い出をもつ人もいることでしょう。

山火事予消防対策協議会が最初に開かれたのが昭和26年、それが町長を本部長にして全町民を含む山火事消防隊の体制が整えられたのが翌27年。29年には洞爺丸台風で大量の風倒木がでて、一番心配されたのが山火事でしたが、徹底した管理体制で風倒木処理期間中に発生した山林火災は1件にとどまりました。全町を網羅した山火事予消防対策協議会が開かれ、危険・強調・無煙の各期間等を設けて予防に重点を置きました。置戸の山火事予消防対策が優れているとして、置戸で全道山



林野火災警防思想普及啓発のため小中学生によるポスター制作が行われています

火事予消防演習が実施されたのが38年のことでした。

地球環境が汚染され温暖化が進むなか、地球サミットでは森林原則声明が採択されるなど、森林による温暖化防止の期待は大きい。町の面積の85%が森林地帯である置戸の山は、かつての風倒木や過伐で傷んではいますが、今は回復傾向にあります。この貴重な森林資源を守るためにも山火事防止が必須条件です。平成に入ってから1件もないという森林無火災記録を延ばし、後世に引き継いでいきたいものです。

(参照『続置戸町史』 ※文中人名敬称略)

特別養護老人ホームに入所できるのは 原則として要介護3以上の方となりました

特別養護老人ホームは、要介護1～5の方を対象に、これまでも重度の要介護状態で、自宅での生活が難しい高齢の方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年4月から、新たに入所できる方は原則として、要介護3以上に見直しされました。

なお、要介護1や要介護2の方であっても、単身世帯で家族の支援が期待できず、地域での介護サービスを十分に受けることができない方、知的障害、精神障害を伴い、日常生活に支障をきたすような症状が頻繁に見られる方などやむ

を得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。詳細は地域福祉センターほのか介護保険係までお問い合わせください。(☎52-3333)



待機者のいる置戸町特別養護老人ホーム緑清園